

社会福祉法人友愛福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人友愛福祉会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条及びの規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任解任委員会委員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員は理事及び監事とし、役員等とは、理事及び監事と、評議員及び評議員選任・解任委員会の委員を加えたものとする。

(報酬の額)

第3条 役員等に対する職務とその報酬の額は次のとおりとする。

(1) 理事会または評議員会へ出席した時

① 理事	日額	8, 000円
② 監事	日額	8, 000円
③ 評議員	日額	8, 000円

(2) 評議員選任・解任委員会へ出席した時

① 理事	日額	5, 000円
② 監事	日額	5, 000円
③ 評議員選任・解任委員	日額	5, 000円

(3) その他、来所して法人運営に必要な職務を行った時

① 理事	日額	8, 000円
② 監事	日額	8, 000円
③ 評議員	日額	8, 000円

2 同日に2会議以上の会議に参加した場合は、どちらか高い日額とする。

(報酬等の支給及び支給方法)

第4条 報酬は、当該会議の出席時または、法人運営に必要な業務により来所した際に、その都度支給する。出張については、出張前または出張後の費用清算時に支

給する。

2 報酬は、法令に定めるところにより、税金等を控除して支給する。

3 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この報酬は支給しない。

4 この報酬は、国家公務員の職にある者に対しては支給しない。

(出張費用)

第5条 役員等が出張する場合の旅費の支給については、「役職員旅費規程」による。

(端数処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。